

技術職OBによる災害支援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内における災害復旧が円滑に進むよう、技術職OBの協力を得て、山形県（以下「甲」という。）と公益財団法人山形県建設技術センター（以下「乙」という。）が連携して被災市町村等を支援するため、当該支援の実施に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 技術職OB

山形県の技術職（土木職、建築職、農業土木職など）の職員であった者

(2) 山形県災害復旧支援エンジニア制度

災害時において、乙が市町村等の要請に応じて、予め登録された技術職OBを市町村等に派遣し、市町村等が行う被災状況調査などの災害復旧業務をサポートする制度

(役割分担)

第3条 乙は、山形県災害復旧支援エンジニア制度（以下「エンジニア制度」という。）を運営するため、以下の業務を行う。

(1) 山形県災害復旧支援エンジニア（以下「エンジニア」という。）の登録業務

(2) エンジニアに対する資質向上のための研修

(3) エンジニアの派遣要請の受付及びエンジニアの派遣

(4) その他日常の連絡調整などエンジニア制度運営のための事務局業務

2 甲は、乙に対し、エンジニア制度が効果的に運営されるよう、以下の支援を行う。

(1) エンジニア制度の県内市町村等への周知

(2) 技術職OBが加入している任意の親睦団体等を通じての技術職OBに対するエンジニア制度への参加の働きかけ

(3) 登録された技術職OBへの被服（ヘルメット、上下作業着、長靴等）の貸与

(担当窓口)

第4条 この協定に関する担当窓口は、甲においては、山形県危機管理・くらし安心局危機管理課とし、乙においては、公益財団法人山形県建設技術センター総務企画部とする。

(情報提供)

第5条 乙は、エンジニア制度の実施状況について、適宜、甲に情報提供する。

2 甲は、市町村から災害復旧に係る応援要請があった場合は、速やかに乙に情報提供する。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第7条 この協定は、平成25年7月25日から適用する。

2 この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成25年7月25日

甲 山形県知事 吉村 美栄 子



乙 公益財団法人山形県建設技術センター

理事長 岡 邦 彦

